

## 東京都食品衛生管理者・食品衛生監視員養成施設遵守要項

平成28年 3月31日27福保健健第1086号  
改正 令和元年11月25日31福保健健第1397号  
改正 令和2年 2月13日31福保健健第1742号  
改正 令和3年 1月25日 2福保健健第1829号  
改正 令和5年 6月26日 5福保健健第577号

### 第1 登録申請に関する事項

- 1 登録を受けようとする食品衛生管理者・食品衛生監視員養成施設(以下「養成施設」という。)の設置者は、次の事項を記載した登録申請書等を、登録を受けようとする日の4か月前までに、知事に提出しなければならない。

なお、募集を開始する日を勘案して時間的に十分な余裕を持って申請すること。

  - (1) 養成施設の名称及び所在地
  - (2) 養成施設の設置者の名称、所在地及び設立年月日
  - (3) 養成施設の長の氏名及び住所
  - (4) 教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別
  - (5) 各年次別の履修計画、単位数及び必修科目又は選択科目の別
  - (6) 入学定員
  - (7) 入学資格及び時期
  - (8) 修業年限
  - (9) 教授用及び実習用の機械器具及び図書目録
  - (10) 校地及び校舎の図面及び配置図
- 2 登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならないこと。
  - (1) 設置者の定款、寄付行為、条例等
  - (2) 養成施設の長の履歴書
  - (3) 専任教員、兼任教員の履歴書(免許の写し等、資格を証する書類を添付)及び就任承諾書
  - (4) 学則
  - (5) その他参考資料
    - ア 登録理由書(設置趣意書等)
    - イ 養成施設の履修要領
    - ウ 連絡窓口(担当課/担当者/電話番号/ファクシミリ番号等)
- 3 養成施設の登録申請書の作成に当たっては、別紙第1号様式を参照すること。
- 4 登録申請に関する手数料の徴収及び名称、額並びに徴収時期は、東京都保健医療局関係手数料条例(平成12年東京都条例第87号)及び同条例別表12による。

- 5 生徒募集及び広告については、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）など他の関係法令等により時期が定められている場合を除き、内容について問題ないと認められる場合は、申請書受理後、申請者の責任において実施できる。

## 第 2 変更の届出に関する事項

- 1 養成施設において、次の事項に変更があったときは、事項の変更があった日から 1 か月以内に、変更の内容を記載した届出書を知事に提出すること。
  - (1) 養成施設の名称及び所在地
  - (2) 設置者の名称、所在地及び設立年月日
  - (3) 養成施設の長の氏名及び住所
  - (4) 各年次別の履修計画、単位数及び必修科目又は選択科目の別
  - (5) 入学定員
  - (6) 入学資格及び時期
  - (7) 修業年限
  - (8) 教授用及び実習用の機械器具
  - (9) 校地及び校舎の図面及び配置図
  - (10) 学則
- 2 前項の届出が、設置者の名称、所在地及び設立年月日に係るものは、新たな設置者の定款、寄付行為、条例等を、養成施設の長の変更に係るものは、新たに養成施設の長となった者の履歴書を届出書に添付すること。
- 3 第 1 項 (1) 及び (4) から (10) までの事項の変更については変更の前後が分かる資料を添付するとともに、原則として変更後の学則を届出書に添付すること。
- 4 養成施設の変更の届出書の作成に当たっては、別紙第 2 号様式を参照すること。

## 第 3 登録取消しに関する事項

- 1 設置者の申請による登録の取消し承認申請書には、次の (1) から (4) までに掲げる事項を記載すること。
  - (1) 養成施設の名称及び所在地
  - (2) 取消の予定年月日
  - (3) 取消の理由
  - (4) 在学中の生徒の措置方法
- 2 養成施設が登録基準に適合しなくなった場合等における登録の取消し
  - (1) 養成施設が登録基準に適合しなくなったおそれがある場合は、設置者又は長に対して報告を求め、必要に応じて現地調査等を行い確認する。なお、登録養成施設はこの調査に協力すること。
  - (2) 報告徴収・実地調査等の結果、基準への不適合が確認された場合は、当該養成施設に改善を求める。
  - (3) 養成施設に対して改善を求めても改善できない場合や改善される見込みがない場合には、取消しする。

- 3 第 1 項の登録取消申請書の作成に当たっては、別紙第 3 号様式を参照すること。

#### 第 4 登録基準等

##### 1 登録基準

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学又は同法第 104 条第 4 項第 2 号の規定により大学若しくは大学院に相当する教育を行うと認められた課程を置く教育施設であること。
- (2) 食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号。以下「規則」という。）別表第 14 の左欄の学科ごとに同表の右欄に掲げる科目を 1 科目以上履修させ、その単位数の合計が 22 単位以上であること。  
(規則別表第 14)

学 科	科 目
化学	分析化学、有機化学、無機化学
生物化学	生物化学、食品化学、生理学、食品分析学、毒性学
微生物学	微生物学、食品微生物学、食品保存学、食品製造学
公衆衛生学	公衆衛生学、食品衛生学、環境衛生学、衛生行政学、疫学

- (3) (2) に掲げる科目及び以下の掲げる科目を履修させ、その単位の合計が 40 単位以上であること。  
(規則別表第 15)

水産化学、畜産化学、放射線化学、乳化学、食肉化学、高分子化学、生物有機化学、環境汚染物質分析学、酵素化学、食品理化学、水産生理学、家畜生理学、植物生理学、環境生物学、応用微生物学、酪農微生物学、病理学、医学概論、解剖学、医化学、産業医学、血液学、血清学、遺伝学、寄生虫学、獣医学、栄養化学、衛生統計学、栄養学、環境保健学、衛生管理学、水産製造学、畜産品製造学、農産物製造学、醸造調味食品製造学、乳製品製造学、蒸留酒製造学、缶詰工学、食品工学、食品保存学、冷凍冷蔵学、品質管理学、その他これらに類する食品衛生に関する科目

- (4) 原則として以下に掲げる機械器具を用いて授業を行うものであること。

遠心分離機、純水製造装置、超低温槽、ホモジナイザー、ガスクロマトグラフ、ガスクロマトグラフ質量分析計、原子吸光分光光度計、高速液体クロマトグラフ、乾熱滅菌器、光学顕微鏡、高圧滅菌器、ふ卵器

#### 附 則

- 1 この要項は、平成 28 年 3 月 31 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

2 この要項の施行の際、現に登録申請書等の提出などの手続を行っていたものについては、平成27年4月1日に遡及して適用する。

附 則

この要項は、令和元年11月25日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年2月13日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年1月25日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年7月1日から施行する。

別紙第1号様式（食品衛生管理者・食品衛生監視員 第1の3関係）  
（登録申請書）

文 書 番 号  
年 月 日

東京都知事 殿

（設置者所在地）

（設置者名称）

（代表者氏名）

食品衛生管理者養成施設及び食品衛生監視員養成施設の登録について（申請）

食品衛生管理者養成施設及び食品衛生監視員養成施設として登録を受けたいので、食品衛生法施行令第15条（同令第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、関係書類を添えて申請いたします。

- 1 養成施設の名称及び所在地
- 2 養成施設の設置者の名称、所在地及び設立年月日
- 3 養成施設の長の氏名及び住所
- 4 教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別
- 5 各年次における科目の履修に関する計画、単位数及び必修科目又は選択科目の別
- 6 入学定員
- 7 入学資格及び時期
- 8 修業年限
- 9 教授用及び実習用の機械器具及び図書目録
- 10 校地及び校舎の図面及び配置図
- 11 学則
- 12 その他参考となるべき事項  
適用開始時期（予定）

※登録を受けようとする日の4か月前までに申請

別紙第2号様式（食品衛生管理者・食品衛生監視員 第2の4関係）  
（変更届出書）

文 書 番 号  
年 月 日

東京都知事 殿

（設置者所在地）

（設置者名称）

（代表者氏名）

### 食品衛生管理者養成施設及び食品衛生監視員養成施設の変更届出書

食品衛生管理者養成施設及び食品衛生監視員養成施設に係る登録内容の変更について、食品衛生法施行令第16条の規定（同令第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、届出いたします。

- 1 養成施設の名称及び所在地
- 2 変更の内容
- 3 変更年月日
- 4 変更の理由

（別添資料）

- ① 学則（新旧対照表を含む。）
- ② 登記簿謄本（所在地を変更する場合は必要）
- ③ 定款、寄附行為等（設置者の名称又は所在地を変更する場合は必要）
- ④ 養成施設の長の履歴書
- ⑤ シラバス（「各年次における科目の履修に関する計画、単位数及び必修科目又は選択科目の別」を変更した場合は必要）
- ⑥ 機械器具の一覧表（「教授用及び実習用の機械器具」を変更する場合は必要）
- ⑦ 校地及び校舎の図面及び配置図（「校地及び校舎の図面及び配置図」を変更する場合は必要）

※変更があった日から、1か月以内に提出

別紙第3号様式（食品衛生管理者・食品衛生監視員 第3の3関係）  
（登録取消申請書）

文 書 番 号  
年 月 日

東京都知事 殿

（設置者所在地）

（設置者名称）

（代表者氏名）

食品衛生管理者養成施設及び食品衛生監視員養成施設の  
登録取消しについて（申請）

食品衛生管理者養成施設及び食品衛生監視員養成施設としての登録の取消しを受けたいので、食品衛生法施行令第19条（同令第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、関係書類を添えて申請いたします。

- 1 養成施設の名称及び所在地
- 2 登録取消しを受けようとする理由
- 3 登録取消しを受けようとする予定年月日
- 4 在学中の生徒の措置方法
- 5 その他参考となるべき事項  
理事会の議事録の写し等

※登録取消しを受けようとする日の3か月前までに申請